

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 中型まき網漁業（1 そうまき又は2 そうまき）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 5トン以上40トン（銚子市地先から野島埼灯台正南の線までの海域にあっては、15トン）未満の範囲において現に交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。現に許可又は起業の認可を有しない場合は、従前の合計許認可総トン数を超えない範囲の総トン数。
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業の方法	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	銚子市地先から富津市富津岬突端（北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点）、第 1 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点）、第 2 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点）、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	1 そうまき	4	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が銚子市から富津市までの区域にある者
		2 そうまき	3 2	
2	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	1 そうまき	4	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が館山市から浦安市までの区域にある者
		2 そうまき	1 0	
3	南房総市野島埼灯台正南の	1 そう	1	千葉県内に住所を有

	<p>線から富津市富津岬突端 (北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点)、第 1 海堡中心点(北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点)、第 2 海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点)、北 緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈 川県横須賀市観音埼灯台中 心点を順次結んだ線に至る 間の千葉県海面</p>	まき		し、かつ、船舶根拠地 が銚子市から富津市 までの区域にある者
--	--	----	--	--------------------------------------

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和 8 年 6 月 9 日から令和 8 年 7 月 8 日まで